

社会福祉法人 せとうち 役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人せとうち（以下「この法人」という。）定款第八条及び第二二条の規定に基づき、理事及び監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（この法人を主たる勤務場所とする者）報酬、退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等（常勤役員等以外の者）報酬

(常勤職員等の報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- 2 非常勤役員等に対する報酬の額は、当該会議に出席した場合日額を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。
- (3) 日当及び宿泊料は、次のとおりとする。
 - ア. 日 当 3,000円
 - イ. 宿泊料 15,000円

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応

じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月 10 日

(その日が休日に当たるときは、職員給与規程第 6 条第 1 項に準じた日)

(2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 1 か月以内に支給する。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人から申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

第 7 条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

第 8 条 この規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 9 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

(附 則)

この規程は、令和 4 年 3 月 29 日（評議員会の議決日）から施行し、令和 4 年 4 月 1 日

から適用する。

この規程の施行により、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程（平成 20 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

別表第1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長・理事	月額 40万円

別表第2（非常勤役員等の報酬）

1

(1) 評議員

区分	日額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(2) 理事

区分	日額
理事会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(3) 監事

区分	日額
監事監査等への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(4) 評議員選任・解任委員会

区分	日額
評議員選任・解任委員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円